

うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金 よくある質問

令和8年5月1日版

【問い合わせ】

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治 316 番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

I. はじめに

うきは市では、2022年1月31日に2050年CO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、2023年11月7日に、国（環境省）が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定されたうきは市の事業計画（以下「市事業計画」という）で対象とする地域（以下「補助対象地域」という。）において再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入等の脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金申請の手引き」（以下「申請の手引き」という。）及び、関連する以下の資料などをよくお読みいただいたうえで申請を行ってください。

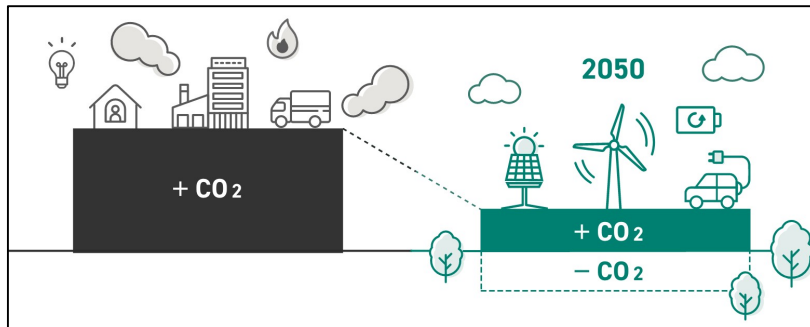
<関連資料>

- ・ うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（以下、「市要綱」という。）
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱（以下、「国交付要綱」という。）
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」という。）
- ・ 国実施要領別紙Ⅰ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（先行地域づくり事業）（以下、「国実施要領別紙Ⅰ」という。）
- ・ 国実施要領 別表第Ⅰ（交付対象事業費・設備整備事業）（以下、「国実施要領別表第Ⅰ」という。）

II. 申請に係る Q&A

Q1. 脱炭素化とは何ですか？

現代の私たちの暮らしは、大量のエネルギー消費によって成り立っています。そのエネルギー源の大半は、石油などの化石燃料です。化石燃料は燃焼する時に CO₂を排出しており、地球温暖化の原因となっています。脱炭素化とは、地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである CO₂ の排出量をゼロにしようという取り組みです。また、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しており、うきは市においても、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年のカーボンニュートラルを目指しています。



引用：環境省 HP

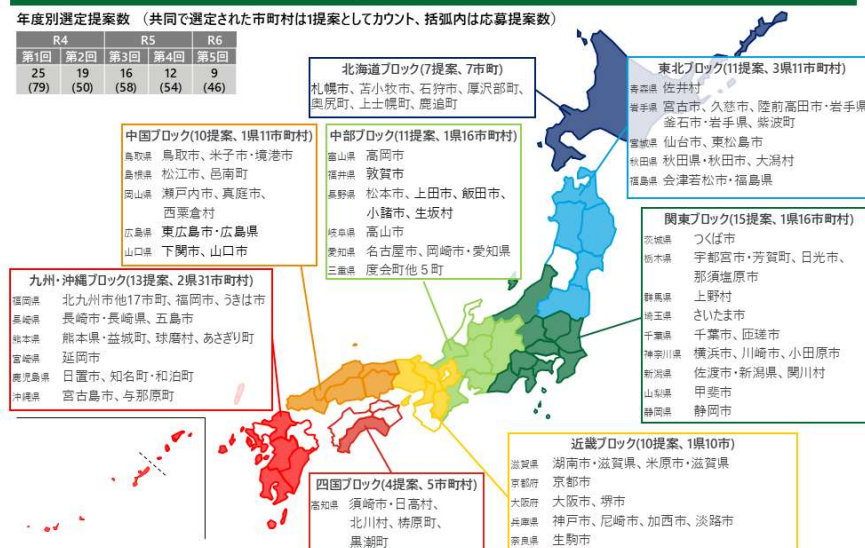
Q2. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？

脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向け、2030 年までに前倒して民生部門の電力消費に伴う CO₂排出の実質ゼロの実現を目指す意欲的な脱炭素の取り組みを行う地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続かつ包括的に交付金を交付する環境省の事業で、地方自治体等が中心となり、地域の特性に応じた脱炭素化を目指すとともに、脱炭素化を通じて地域の課題を解決し、暮らし心地よさを向上させる取り組みを行う地域のことです。うきは市は、農業・観光の振興と生物多様性保全に向けた脱炭素の取り組み提案が評価され、脱炭素先行地域に選定されています。

脱炭素先行地域(81提案)

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

| R4 | | R5 | | R6 | |
|------------|------------|------------|------------|-----------|-----|
| 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 |
| 25 (79) | 19 (50) | 16 (58) | 12 (54) | 9 (46) | |



引用：環境省 HP

Q3. 事業の目的は何ですか？

当市では、環境への負荷が少ない再エネ設備、省エネ設備の導入促進を目的に補助金を交付します。
環境省より「第4回脱炭素先行地域」に選定された計画提案に基づいて実施する取り組みの一つとして、民生部門への再エネ等設備の導入促進を図るものです。

Q4. この補助事業の期限はいつまでですか？

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の間の実施を予定していますが、今後の状況により期間終了が前後する可能性があります。なお、補助事業は各年度内で申請・完了する必要があります。

Q5. 応募の受付数に上限がありますか？

国の交付金を活用するため、毎年度、交付できる額には限りがあります。申請書類が揃った方から先着順で受付を行い、予算の上限額に達した時点で本年度の申請は受付終了となります。また、交付申請の内容により交付できる件数も変わりますので、「年間何件まで受付」とは決まっておりません。予算上限に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

Q6. 予算上限はどこかで確認できますか？

公表はしておりません。予算上限に達した場合はHP等でお知らせいたします。

Q7. 補助対象者を教えてください。

補助対象者は、以下の①～③の要件をすべて満たす方です。

① 補助対象地域内に住民票の登録があり実際に居住する方

【補助対象地域】

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| ・浮羽町小塩地区 | ・浮羽町妹川地区 | ・浮羽町新川地区 | ・浮羽町田籠地区 |
|----------|----------|----------|----------|

※住宅の新築する場合など申請時点で補助対象地域に居住していない方は、実績報告の期日までに上記の地区へ居住(住定)することが必要となります。

※一般家庭と同規模の店舗・事業所で、そのうちの事務所部分など(民生部門)も対象となります。

② 本市の市税の滞納がないこと

③ 補助金の交付を受けようとする者が以下のいずれにも該当しないこと

1. 暴力団
2. 法人にあつては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
3. 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの
4. 個人にあつては、暴力団員に該当するもの
5. 上記に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

Q8. 何度でも申請できますか？

この補助事業を活用しての補助金交付については、一の補助対象設備に対し、それぞれ1回限りです。

1年目に太陽光発電設備、2年目に蓄電池設置等の複数年の活用は可能ですが、同じ補助対象設備を2回以上申請することはできません。

Q9. 市外に居住していますが、うきは市へ転居予定です。補助金は利用できますか？

実績報告書の提出時点までにうきは市の補助対象地域内へ転入すれば、交付申請が可能です。実績報告時に、補助対象地域内に住所があることが確認できる書類（住民票の写し）を提出してください。

Q10. 太陽光発電設備を設置するための屋根の補強工事も補助対象となりますか？

補助対象外です。

Q11. 停電等の災害時のみの蓄電用として設置を考えています。補助の対象となりますか？

補助対象外です。平常時から充放電を繰り返し行う「定置用」の蓄電池の設置が対象です。

Q12. 売電を目的とした再エネ発電設備の導入事業は対象となりますか？

本補助金を活用して導入した設備にて、FIT 制度及び FIP (Feed in Premium) 制度による売電を行うことはできません。

本補助金は、自家消費型の再エネの自立的な普及を促進することを目的としています。まずは適正規模の発電設備の導入を検討いただき、蓄電を含め自家消費ができない余剰電気が発生した場合に、小売電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電をすることは可能です。

Q13. 新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか？

太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調機器、高効率照明機器、高効率給湯機器は、新築住宅への導入も補助対象になります。既存住宅断熱改修は、新築住宅は補助対象外です。

Q14. 同設備を複数台導入する場合や、複数種類を導入する場合の補助上限額はどのようになりますか？

補助上限額は各設備で1申請あたりの上限額を示しています。同じ設備を複数台導入する場合でも補助上限額は変わりません。また、複数種類の設備を導入する場合は、それぞれの設備ごとに補助上限額を超えていないか審査することとなります。

<例①> エアコン3台を導入する場合

補助上限額 = 30万円

<例②> エアコン1台とエコキュート1台を導入する場合

補助上限額は、エアコン部分で上限30万円、エコキュート部分で上限60万円。

Q15. 見積を取得する際の注意点はありますか？

本補助金の申請にあたっては、公正な価格であることを確認するため、2社以上から取得した見積書の提出が必要となります。

見積内容の比較ができるよう、対象となる設備は必ず同一の条件(型番・仕様等)で取得してください。

なお、主要な設備が同一であれば、付帯工事(配管の材料や長さなど)の詳細が業者ごとに多少異なることは差し支えありません。